

宮城県知事措置請求書

平成28年10月12日

宮城県監査委員 御中

請求人 〒980-0021

仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル4階

仙台市民オンブズマン代表 原 田 憲

電話 022-227-9900

請 求 の 趣 旨

地方自治法242条1項の規定に基づき、自由民主党・県民会議、同会派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中嶋源陽議員、平成27年10月まで同会派に所属していた皆川章太郎元議員に対して交付された政務活動費の支出について厳正なる監査を行い、違法不当な部分について、宮城県知事に対し、自由民主党・県民会議から宮城県に返還を求めるなど、宮城県の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう勧告することを請求する。

請 求 の 理 由

第1 本件請求の概要

- 1 自由民主党・県民会議が、平成25年3月から平成28年2月までの間に、別紙一覧表記載のとおり、ノートパソコン及び附属機器計18台、デスクトップパソコン及び附属機器等計36台、ipad計16台を総額1792万1506円で購入し、この購入全額全額について政務活動費を充当したところ、
①これらのノートパソコン、デスクトップパソコン、ipad等は、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものであるとはいえないのであるから、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引」の事務費の充当指針に違反する。
②仮に、上記のパソコン等が政務活動に直接必要であると認められるものであったとしても、購入金額全額について政務活動費を充当することは「政務活動費の手引」の按分の方法に違反し、50%を超える充当は許されない。

また、平成26年3月20日に有限会社アクティブからパソコン・プリ

ンタ周辺機器他一式33台分を合計1319万1255円で購入した件については、発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していることから、購入金額が不当に高く設定された疑いが大きい。少なくとも有限会社アクティブから発注を受けた から有限会社アクティブに対する請求金額以上の金額部分は不当に高く設定されたものであって、政務活動に直接必要である支出であるとは認められないことから、当該部分について政務活動費を充当することは許されない。

- 2 さらに、仮に、自由民主党・県民会議が購入した上記のパソコン等が政務活動に直接必要であると認められるものであったとすれば、少なくとも平成26年3月20日以降は同会派所属議員は全員パソコン等を所有して100%政務活動に使用していたことになるのであるから、同会派所属議員は平成26年3月20日以降政務活動のためにパソコン等を自ら購入等する必要はないことになる。そうであるにもかかわらず、中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中嶋源陽議員、皆川章太郎元議員は、パソコン等を購入したりリースしたりしているのであるから、これらの議員は政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したりリースしたりしていたことになり、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引」の事務費の充当指針に違反する。
- 3 以上のとおり、自由民主党・県民会議、同会派所属の中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中嶋源陽議員、平成27年10月まで同会派に所属していた皆川章太郎元議員は違法かつ不当に政務活動費を充当したというべきであり、これにより宮城県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を求めるものである。

第2 本件の事情

1 当事者について

- (1) 請求人は、国及び地方公共団体等の不正、不当な行為を監視し、その是正を求める活動等を行うことを目的とする権利能力なき社団である。
- (2) 自由民主党・県民会議は、現在宮城県議会議員32名が所属する宮城県議会における会派である。なお、平成27年10月25日に執行された宮城県議会議員一般選挙前の宮城県議会議員の任期においては、宮城県議会議員33名が所属していた。
- (3) 中山耕一議員は、宮城県議会議員一般選挙黒川選挙区(大和町・富谷町・大郷町・大衡村)において平成15年に初当選し、以来現在まで4期連続で宮城県議会議員を務め、平成28年6月15日より宮城県議会議長の役

職にある者である。中山耕一議員は、自由民主党・県民会議に所属し、平成25年11月に自由民主党・県民会議の幹事長に就任していた。

石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中嶋源陽議員は、3期ないし4期連続で宮城県議会議員を務め、自由民主党・県民会議に所属している者である。

皆川章太郎元議員は4期連続で宮城県議会議員を務め、自由民主党・県民会議に所属していたが、平成27年10月に実施された宮城県議会議員一般選挙において落選した者である。

- (4) 有限会社アクティブは、中山耕一議員の選挙区内である宮城県黒川郡富谷町あけの平二丁目24番地7を本店所在地として、事務用機械器具の販売を手掛ける会社である(資料1)。同社は上記のとおり平成26年3月20日に自由民主党・県民会議からパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1319万1255円で受注したところ、そのままパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を に対して発注したものである。

2 自由民主党・県民会議、会派所属議員のパソコン環境

- (1) 宮城県議会では、宮城県議会議員各人に対し、ノートパソコンを1台ずつ貸与されている。自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員も、この貸与されたノートパソコンを議員活動及び政務活動に有効に活用しているとのことである(資料3)。
- (2) 自由民主党・県民会議は、宮城県議会から貸与されたノートパソコン以外にも、以下のとおりノートパソコン、デスクトップパソコン、ipad等を購入してきた(詳細は別紙一覧表記載のとおり。)

年月日	金額	支払先	主な購入品	按分率
H25.3.14	264万4431円	ニシマキ・オフィスシステム(株)	東芝製ノートパソコン 18台 (Dynabook Setellit B552/H PB552HEBPR7A31)	100%
H25.3.19	77万8050円	松本事務器株式会社	NECパソコン 1台 (PC-MK33LLZ2JFSF)	100%
H25.3.28	92万6800円	ヨドバシカメラ 仙台店	ipad 16台	
H26.3.20	1319万1255円	有限会社アクティブ	富士通製デスクトップ PC 33台 (ESPRIMO Core-i5)	100%

			FMVD0702TP)	
H28.2.29	38万0970円	(株)システムズ	デスクトップパソコン 2台	100%

したがって、自由民主党・県民会議は、現在、少なくともノートパソコン18台、デスクトップパソコン36台、ipad16台を所持していることになる。

なお、購入時期が年度末に偏っていることに注意が必要である。

- (3) 仙台市民オンブズマンが自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員の政務活動費の充当状況のうち、近時の事務費の充当状況を調査したところ、同会派所属議員は、以下のとおり政務調査費ないし政務活動費からパソコンを購入ないしリースしていた(あくまで事務費の調査から判明したものであり、他の名目で充当された場合については未調査である。)

議員	年月日	支払額	摘要	按分率
石川利一	H23.12.24	8万9040円	パソコン代	50%
佐々木幸士	H23.12～ H26.8まで 毎月	毎月1万4227円	パソコンリース代	50%
	H26.9.3	2万2140円	パソコンリース代	50%
	H26.10.3～ H27.11.4まで 毎月	毎月1万1070円	パソコンリース代	50%
村上智行	H24.1.18	7万2276円	パソコン代	50%
	H25.1.9	7万0490円	パソコン代	50%
高橋伸二	H23.12.29	6万7906円	パソコン代	50%
菊地恵一	H23.12.11	2万9900円	パソコン代	50%
石川光次郎	H23.12～ H26.2.3まで 毎月	毎月1万3125円	パソコンリース代	50%
	H26.4.3	2万5515円	パソコンリース代	50%
	H26.5～ H27.11まで 毎月	毎月1万2757円	パソコンリース代	50%
佐藤光樹	H23.11.29	3万4835円	Ipad	50%
	H23.12.18	7万0500円	パソコン代	50%

	H24.12.1	8,400 円	Ipad ミニ	50%
	H26.7.16	4 万 3657 円	パソコン代	1/3
長谷川敦	H25.3.22	4 万 9875 円	ノートパソコン代	50%
	H25.10.21	5 万 4000 円	タブレットパソコン代	50%
	H26.7.4	14 万 0000 円	ノートパソコン代	100%
	H27.3.18	3 万 8520 円	パソコン・プリンタ	8/48 8/60
中沢幸男	H24.7.3	4 万 9800 円	パソコン・筆まめソフト代	50%
中嶋源陽	H26.5.24	7 万 5000 円	パソコン, 事務機, インターネット環境等の管理代	50%
皆川章太郎 (元職)	H23.12.19	1 万 5225 円	パソコン・プリンタリース代	100%
	H24.1.18	7875 円	パソコンリース代	50%
	H24.2~ H26.3 まで 毎月	7612 円	パソコンリース代	50%
	H26.4~ H27.10 まで 毎月	7687 円	パソコンリース代	50%
寺澤正志 (元職)	H24.11.12	5 万 3130 円	パソコン 2 台分 事務所用・本人用	50%
川嶋保美 (元職)	H26.2.5	3 万 4900 円	ノートパソコン代	50%

なお、中山耕一議員の近時のパソコンの購入状況は以下のとおりとなっている。

議員	年月日	支払額	摘要	按分率
中山耕一	H21.9.28	4 万 6400 円	パソコン代	50%
	H22.6.7	5 万 4900 円	デスクトップパソコン代	50%
	H23.2.13	4 万 2390 円	ノートパソコン代	50%
	H28.4.11	6 万 5000 円	富士通製パソコン ESPRIMO FMVF53XDB	50%

以上のように、自由民主党・県民会議所属の宮城県議会議員の事務費の充当状況を調査した限り、同会派所属議員のうち少なくとも 14 名が政務調査費ないし政務活動費によってパソコンを購入していた。

注意を要するのは、その他の議員がパソコンを所持していなかったというわけではないということである。事務費以外の名目でパソコンを購入していた可能性があるし、個人的にパソコンを所持しており政務調査費ないし政務活動費でパソコンを購入する必要がなかった可能性もある。

第3 必要な措置を講ずべきこと

1 政務活動費の使用用途に関する規制の概要

(1) 宮城県議会の各会派又は会派に所属しない議員に対して交付される政務活動費は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり、地方自治法第100条第14項及び第16項、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例施行規程に基づき、公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

宮城県では、会派に所属する議員一人当たり月額35万円の政務活動費が各会派に一律に支出され、政務活動費総額から必要経費を控除して得た額に残余がある場合には、各会派は速やかに、当該残余の額に相当する額を返還しなければならないとされている（上記条例16条）。そして各会派は政務活動費の適正な使用を確保するために、政務活動費の使用について当該各会派に所属する議員を指導監督することが求められている（上記条例第11条）。

政務活動費は「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対し交付する」と定められており（上記条例第2条）、今回問題となっている事務費については「会派又は議員が行う政務活動に係る事務の遂行に要する経費」と定められている（上記条例別表）。

(2) そして宮城県議会が平成25年3月に定めた「政務活動費の手引」によれば、事務費の充当指針について「政務活動費は、原則的には政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当でない。このことから、備品や消耗品の購入に政務活動費を充当する場合には、政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限定すべき」と定められている。

2 自由民主党・県民会議は違法かつ不当に政務活動費を充当したこと

(1) 政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したこと

仙台市民オンブズマンが平成28年9月1日付で、自由民主党・県民会議及び中山耕一議員に対し、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に有限会社アクティブからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1319万1255円で購入した理由等を質問したところ（資料2）、自由民主党・県民会議は平成28年9月23日付で仙台市民オンブズマンに回答書を示し、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うためにパソコンを購入し、会派所属議員に貸与した旨回答した（資料3）。

自由民主党・県民会議が平成25年3月14日に購入したノートパソコン18台等、同年3月19日に購入したデスクトップパソコン1台等、同年3月28日に購入したipad計16台、平成28年2月29日に購入したデスクトップパソコン2台についても、上記と同様の使用目的で購入されたものと考えられる。

しかし以下に述べるように、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等については、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信を行うためにパソコンを購入し、会派所属議員に貸与したとは考えられず、自由民主党・県民会議の説明は信用できない。そうすると、これらのパソコン等については政務活動に対する有用性が高く、政務活動に直接必要であるとは言えないのであるから、これらの購入費用に政務活動費を充当することは、宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引」の事務費の充当指針に違反するのであるから、違法かつ不当であるというべきである。

ア パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずであること

上記第2の2でまとめたように、自由民主党・県民会議所属議員は、それぞれの判断で、パソコンやipadを購入したり、パソコンをリースしたりして、これらの費用を事務費として政務活動費を50%按分して充当している。この事実が示すことは次の点である。

- ①会派所属議員は、政務活動にパソコン等が必要となるのであれば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりしていた。

- ②パソコン等の購入費用、リース費用について50%按分して政務活動費を充当していることからすると、政務活動のためにパソコン等が必要であると考えた会派所属議員ですら、購入したりリースしたりしたパソコン等を100%政務活動に用いるのではなく、後援会活動や政党活動もしくは純粋に私的な目的でパソコン等を使用することがあった。要するに、会派所属議員が自分の判断で購入したりリースしたりしたパソコン等においてすら50%を超えて政務活動に用いることはないことを自認していた。
- ③会派所属議員は政務活動にパソコン等が必要となるのであれば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりしていたことを裏返せば、自分の判断でパソコン等を購入したりリースしたりしていなかった会派所属議員は、政務活動のためにパソコン等を購入したりリースしたりする必要がなかったということである。その理由としては、個人的にパソコンを所有していてそのパソコンを政務活動にも用いることがあったか、会派控室以外でパソコン等を用いる必要がなかったことが考えられる。

この①②③の点からすれば、政務活動のためにパソコン等が必要かどうかは会派所属議員の対応に委ねられているのであるし、すでに所有していたパソコンですら100%政務活動のために用いていたわけではないのであるから、自由民主党・県民会議が会派所属議員のためにパソコン等をまとめて購入して貸与する理由はないことになる。したがって、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

イ 一部の会派所属議員については供給過剰となっていること

上記第2の2でまとめたことからすると、自由民主党・県民会議がパソコン等を大量購入した時点で、中山耕一議員、佐藤光樹議員はすでに少なくとも3台パソコン等を所有していたし、長谷川敦議員、村上智行議員、寺澤元志議員（元職）も2台パソコンを所有していた。

自由民主党・県民会議は、パソコン等の利用目的として、質問原稿等の文書作成、議会報告書等の作成、調査等の記録及び報告書の作成、調査等の写真の整理、議会報告会用の資料作成、インターネットによる情報収集、メールの送受信等を挙げているが、これらはパソコン1台あれば十分に目的を達することができるはずである。したがって、少なくとも上記に指摘した議員については、会派がパソコン等を貸与するとすると、明らかに供

給過剰となる。

そうすると、少なくともこれらの会派所属議員について、自由民主党・県民会議がパソコン等を購入して貸与する必要はないはずであるから、自由民主党・県民会議の説明は信用できないものとなる。そうすると、理由を説明できない物を買ったことになるのであるから、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

ウ 小括

以上述べたとおり、パソコン等を購入するかどうかは会派所属議員個人の判断に委ねられているはずであるから、自由民主党・県民会議が会派所属議員のためにパソコン等をまとめて購入して貸与する理由はないのであるし、一部の会派所属議員については供給過剰となっていることからすると、自由民主党・県民会議がパソコン等を購入して会派所属議員に対して貸与する必要はないはずである。

そして、パソコン等の購入時期が年度末に偏っていることからすると、年度末に余った政務活動費を使い切るためにパソコン等の購入に及んだと考えるほかない。

したがって、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えない。

(2) 少なくとも100%充当することは許されないこと

仮に自由民主党・県民会議の説明が信用できるものであるとしても、以下に述べるとおり、購入金額について100%政務活動費が充当されるのは違法かつ不当である。

ア 自宅もしくは事務所で使用されているパソコン等は50%に按分されるべきであること

「政務活動費の手引」は、按分の支出のあり方について、「会派又は議員の活動は、議会活動、政党活動、選挙活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動と他の活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多い。このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが、不適當な場合には、使用面積や活動実績などの合理的な方法によって按分処理し、その積算根拠を明確にしておく必要がある。」と定め、「按分割合が明確にできない場合は、2分の1以下で按分する。(2分の1を超える充当には合理的な理由を明記)」としている。

上記第2の2でまとめた各会派所属議員が、パソコン等の購入代金ないしリース料について50%按分して政務活動費を充当しているのは、県議会控室以外の場所、例えば事務所等で用いるパソコン等については、按分割合が明確にできない場合であるから50%に按分していると考えられる。

そうすると、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等については、各会派所属議員が県議会控室以外の拠点、例えば事務所・自宅等で用いられるのであるから、会派所属議員が個人の判断で購入したパソコン等と同様、按分割合を明確にすることはできないと考えるのが合理的である。

したがって、自由民主党・県民会議が平成25年3月から平成28年2月までの間に購入したパソコン等の購入代金について政務活動費を充当できるのは、50%が上限であるというべきである。よって、50%を超えて充当した部分は違法かつ不当であるというべきである。

イ 購入金額の水増し分について充当することは許されないこと

自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に有限会社アクティブからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1319万1255円で購入した件について、自由民主党・県民会議は、有限会社アクティブから購入した理由は相見積をとった結果であること、値引き交渉について承知していないことを回答している（資料2）。

有限会社アクティブの請求書記載のパソコン・プリンタ周辺機器他一式の価格は、少なくともインターネット上の価格調査（価格ドットコム）によって判明した価格以上であって、値引きをされているものではない。

また有限会社アクティブはパソコン等の卸売をしている業者ではなく、パソコン等を に発注し、さらに から に発注がなされ、各議員の事務所、自宅等にパソコン等が搬入された。このように発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していた。

一般的な取引慣習からすれば、多数のパソコン等が発注されれば、適宜値引きがされるのがふつうである。そうであるにもかかわらず値引きは一切なされていないこと、そして発注から搬入に至るまで必要もないのに複数の業者が介在していることから、介在した業者が利益を得られるように購入金額が不当に高く設定された疑いが大きいというべきである。とりわけ有限会社アクティブが当時自由民主党・県民会議の幹事長であった中山耕一議員の選挙区内に所在していることからすると、中山耕一議員が幹事長としての影響力を行使して、購入金額を有限会社ア

クティブの言い値で高く設定した疑いがある。

そうすると、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に購入したパソコンについて有限会社アクティブに対し支払った金額のうち、少なくとも 〃が有限会社アクティブに請求した金額以上の金額部分は、政務活動に直接必要な支出であるとはいえないのであるから、違法かつ不当であるというべきである。

(3) 小括

以上のとおり、自由民主党・県民会議が購入したパソコン等は政務活動に直接必要であるとは言えないのであるから、購入代金について充当した政務活動費全額が違法かつ不当である。

また、仮に自由民主党・県民会議の購入理由についての説明が信用できるものであるとして、購入代金について充当した政務活動費のうち50%を超える部分は違法かつ不当である。さらに、自由民主党・県民会議が平成26年3月20日に購入したパソコン等の購入代金については、少なくとも 〃が有限会社アクティブに請求した金額以上の金額部分は違法かつ不当である。

3 同会派所属議員が平成26年3月20日以降にパソコン等を購入したり、リースしたりすることは許されないこと

仮に自由民主党・県民会議が、平成26年3月20日に有限会社アクティブからパソコン・プリンタ周辺機器他一式33台分を合計1319万1255円で購入した件について、会派所属議員が県議会控室以外の拠点で政務活動を行えるようにするため会派所属議員に貸与したとの説明が信用できるものであると判断された場合には、同会派所属議員は平成26年3月20日以降政務活動のためにパソコン等を自ら購入等する直接の必要はないことになる。

そうであるにもかかわらず、上記第2の2でまとめたように、平成26年3月20日以降、中山耕一議員は1台、佐藤光樹議員は1台、長谷川敦議員は2台、中嶋源陽議員は1台、それぞれパソコンを購入しており、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、皆川章太郎元議員はパソコン等のリースを続けていたのであるから、これらの議員は政務活動に直接必要のないパソコン等を購入したりリースしたりしていたことになる。

したがって、中山耕一議員、石川光次郎議員、佐々木幸士議員、佐藤光樹議員、長谷川敦議員、中嶋源陽議員、皆川章太郎元議員がパソコン等を購入したりリースしたりしていたことに費やした費用について政務活動費を充

当することは宮城県議会における政務活動費の交付に関する条例及び「政務活動費の手引」の事務費の充当指針に違反する。

第4 結語

以上述べてきたように、本件の一番のポイントは、自由民主党・県民会議が必要もないパソコン等を大量に購入したことにある。この点については、自由民主党・県民会議の政務活動費の無駄遣い体質を象徴するものとして厳しく非難されるべきである。また、パソコン等の大量購入時期が年度末にあたることからすると、年度末に余った政務活動費を使い切ろうという体質も窺われ、この点も厳しく非難されるべきである。

政務活動費の領収証等のネット公開制度が開始される前に、政務活動費の無駄遣い体質、使い切り体質を改めなければ、政務活動費制度に対する県民の信頼は大いに揺らぐことになる。今回の監査請求事件は、政務活動費の無駄遣い体質、使い切り体質を改める重要な意義を有するのであるから、自由民主党県民会議から各会派所属議員に貸与されているというパソコン等の外観を写真撮影して提出させたり、パソコンのデスクトップ画面、ウェブブラウザの閲覧履歴・お気に入り、Word・Excel等の利用履歴などを、パソコン画面に表示させて写真撮影させて提出させたりするなど客観的証拠（資料4）を中心に調査を行い、適切に事実認定することを求める。

そして単に自由民主党・県民会議に政務活動費の返還を求めるだけでなく、政務活動費の無駄遣い、使い切りを意図的に行ったという事案の悪質さに鑑みて自由民主党・県民会議に対して政務活動費の充當時からの利息の支払いも求めるべきである。

さらに、政務活動費の無駄遣い・使い切り体質の原因を解明し、政務活動費の無駄遣い・使い切りの問題を解決するための抜本的な対策を検討することを求める。

以上

添 付 資 料

- 1 事実証明書 1通
- 2 各資料 各1通
 - 資料1 有限会社アクティブの履歴事項
 - 資料2 自由民主党・県民会議の平成28年9月23日付回答書
 - 資料3 仙台市民オンブズマンによる平成28年9月1日付質問書
 - 資料4 調査方法についてまとめたペーパー